平成２６年（フ）第９７号
福岡県飯塚市下三緒194番地５　昭和アパート103号、前住所福岡県福岡市中央区平和３丁目15番１―402号
債務者　金本　明子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２７２号
宮崎県児湯郡川南町大字平田5141番地１
債務者　疋田　訓子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６１号
宮崎県都城市山之口町富吉4192番地５
債務者　大山　明敏
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１５８号
富山市赤田248番地１
債務者　梶谷　公雄
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
広島県福山市神辺町大字新徳田270番地１　レオパレスドゥズィエーム106
債務者　矢野　　愛（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０２号
広島県福山市古野上町８番30号　２Ａ
債務者　赤木　正二
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０４号
広島県府中市目崎町654番地１
債務者　植岡　勝江
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１７号
広島県福山市南町13番６号　井上アパート３号
債務者　但馬　万泰
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５６５号
北九州市八幡西区紅梅４丁目10番９―203号
債務者　本田　政利
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６５号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀４番地の１　市川ハイツ201
債務者　前田　武臣
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２５号
松江市古志原２丁目27番35号
債務者　井田　るみ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８号
山口市吉田3083番地　Ａ４―101号
債務者　津山　美紀（申立時の姓北澤）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２７号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘６棟507号
債務者　加藤　岳人
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９８８号
東京都江東区辰巳２丁目１―Ｋ５―306
債務者　桐生　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０２７号
東京都練馬区小竹町１丁目３―４―207
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０３１号
東京都江戸川区江戸川２丁目31　江戸川二丁目アパート22―1004
債務者　加藤　　逸
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０５９号
東京都世田谷区池尻２丁目26―７―201
債務者　尾崎　千鶴
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部